

# 農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

平成9年6月20日

## 第1 基本的な考え方

近年、余暇時間の増大や心の豊かさ重視への国民の価値観の変化等に伴い、豊かな自然景観、文化資源等を有する農山漁村や農林漁業への期待や関心の高まりがみられ、都市住民を中心に、余暇を利用して農山漁村に滞在し、地域の農林漁業者等との交流を通じて、農作業・調理加工・森林施業・漁ろう等地域の農林漁業や自然などを体験し、これに親しもうとする余暇活動が重視されている。

このような農山漁村での滞在型、交流型の余暇活動は、きたるべき21世紀に向けてのゆとりある国民生活を実現するため極めて重要な要素であり、それを受け入れる農山漁村においては、都市住民との交流の活発化や農林水産物の販路拡大などの経済的効果及び交流人口の増大等による社会的効果に加え、地域全体の若返り等の精神的効果をもたらし、その活性化の有力な手段となり得るものである。

特に本県は、離島、中山間地域が大半を占め、水稲、果樹、畜産、野菜等多様な農業が展開されているとともに、対馬のしいたけに代表される特用林産物等の林業や全国第2位の海岸線と漁業生産量・生産額を誇る水産業が盛んな地域であり、また、西海、雲仙の2つの国立公園を擁し、美しい海岸、島嶼、森林及び田園平野等の豊かな自然資源に恵まれている。農山漁村においては、これらの農林漁業やかけがえのない美しい自然に加え、農山漁村に根ざした伝統、農村文化や外国との交流拠点として栄えた長崎独自の歴史・文化等を生かして、都市住民の多様なニーズに応え、もって地域の活性化を図るために都市住民等の滞在型余暇活動を推進することが、重要な課題となっている。

しかしながら、本県の多くの農山漁村においては、農林漁業の低迷による農地の荒廃化、高齢化・担い手不足及び人口減・過疎化等により、豊かな農村資源を維持活用するのが困難な地区もあり、また、余暇活動に対する価値観や旅行観の相違等により、滞在型余暇活動の受け入れ体制等の条件整備が進んでいないのが現状である。

このため、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「農村休暇法」という）に基づき、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進を図るとともに、これと併せて、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を図ることとし、本基本方針を定めるものとする。

## 第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

### 1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

#### (1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等に農業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるとともに農業・農村の活性化に資するため次のような性格及び機能を有する地域の整備をめざすものとする。

ア 自然環境の秩序ある土地利用の対する配慮がなされるとともに、農用地その他の農業資源と周囲の環境が一体となって、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観が形成されること。

- イ 農業・農村の関する体験施設、宿泊施設等が総合的一体的に整備されること。
- ウ 地域の農業者等による農業体験指導等質の高いサービスの提供が行われるほか、地域の農業生産活動を基本に、自然資源、地域独自の食・工芸・芸能等の農村文化等の諸資源を活かした多様な余暇活動の場の提供がなされること。
- エ 都市と農村が、その交流を通じて、農村空間を余暇空間・居住空間として共有することにより、都市側においては、農業・農村の理解と農村資源の享受を、農村側においては、地域の特性を活かした農業生産と農村生活の向上を図るため互いに欠落しているものを補うものであること。
- オ 農村滞在型余暇活動の機能の整備が、農業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保、農家所得の向上など、地域の活性化が図られること。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、次の事項に留意しつつ、計画的・一体的な整備に努めるものとする。

- ア 地域資源及び農業者等地域住民の主体性と創意工夫を最大限に活用すること。
- イ 地域の農畜産物を生かした、良質、安全、新鮮な食材供給に努めることにより、農畜産物の生産拡大・販売促進、農畜産加工品の開発・生産及び新産地の育成等、地域の農業及び関連産業の振興に努めること。
- ウ 滞在及び交流施設等の利用者の安全の確保、農業に対する理解の促進及び農作業体験施設等の効率的な運営等を図るため、農作業体験等の指導、施設等の管理運営を行う人材の育成と資質向上に努めること。
- エ 将来の農業を担う青少年層に対して、農業体験を通じて農業への理解と意欲を醸成するとともに、農業・農村、自然への認識を深め、農業後継者としての人材の育成と資質の向上に努めること。
- オ 農村滞在型余暇活動の場にふさわしい景観を構成する優良農地、草地及び農業用施設等の維持、保全を図るため、土地利用関係法令等の適切な運用と地域の農業者等の合意形成のもとに、秩序ある土地利用の推進に努めること。
- カ 農村のかけがえのない自然環境を保護し、環境保全との調和、農業の健全な発展との調和及び居住機能との調和等に配慮すること。
- キ 交通アクセス及び近隣の交流拠点等との連携に努めるとともに、滞在に必要な居住環境を確保すること。
- ク 整備地区における農業者並びに農作業体験施設及び交流施設等の運営者等の組織化を図り、地区の主体的な取り組みを進めるとともに、農業団体、市町村等関係機関との密接な連携を図り、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の効果的な実施に努めること。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区(以下「整備地区」という)の設定は、次の要件を満たす地域について設定するものとする。

- (1) 農用地等が整備地区内の景観を構成する相当部分を占め、かつ、耕作放棄地や

荒らし作り等がなく適正に管理され、有効に利用されていること。

- ( 2 ) 自然資源が豊かであり、整備することにより十分な機能の発揮が見込まれ、また、自然環境の保全等に配慮がなされ、農業生産の場とその周辺の環境の調和がとれており美しく良好な農村の景観が形成されていること。
- ( 3 ) 地域の農畜産物の活用を基本に、地域の所得、就業機会の確保等地域経済振興の観点から農村滞在型余暇活動への取り組みに対する意識が高く、また、祭事、美術、舞踏、芸能及び農村生活等の農村独自の伝統文化が豊かであり、これらに対する理解と意識が高く、経済、文化の両面から滞在型余暇活動提供における役割を發揮できる組織と人材の育成が見込まれること。
- ( 4 ) 当該地域が農業振興地域の整備に関する法律第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域内にあること。
- ( 5 ) 市町村内の複数の整備地区を設定する場合及び山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を併せて定める場合には、それらの地区が有機的な連携のもとにその成果の確保が図られるものであること。

### 3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地その他の土地利用に関する事項

#### ( 1 ) 整備地区における土地利用の基本的な方針

健全な農業の生産活動を継続するため、農用地の有効利用を基本とした土地利用を図るとともに、農業施設、その他の土地利用を含めた総合的な農林業的土地利用について、森林、海岸、河川等の地域固有の自然景観、空間構造との調和に配慮しつつ、秩序ある景観形成を図ることにより、農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能の増進を図ることを旨とする。

#### ( 2 ) 土地利用の方針

整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るため、健全な農業生産活動に基づく農用地その他の有効利用を図るとともに、美しく良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験、観光農園等のための農用地等の保全、利用に関する措置及び土地利用に関する協定等を活用するものとする。

### 4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

- ( 1 ) 農業者自ら創意と工夫を凝らし、地域特産物の活用等地域の特性や自然条件等を活かした特色ある魅力ある施設等の整備に努めること。
- ( 2 ) 都市住民等が滞在しつつ、農業の体験その他の農業及び農村地域社会に対する理解を深めるための活動ができるよう、都市住民のニーズに対応した多様な内容と形態を有する施設等の整備に努めること。
- ( 3 ) 地域住民の合意形成と意向の反映に努め、特に、女性と高齢者の能力の発揮の場の確保に配慮すること。
- ( 4 ) 四季を通じて効率的利用が図られるよう機能・内容等について十分検討すること。
- ( 5 ) 既存の施設等との調和を図るとともに、その積極的活用を図る。また、各施設

- 等は、総合的・計画的に配慮し、相互に有機的な連携を有するよう配慮すること。
- ( 6 ) 農業生産活動及び地域の自然環境の保全との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成、水質の保全、秩序ある土地利用にも十分配慮すること。
  - ( 7 ) 常に善良なる管理に努め、特に農業の体験についての安全対策に配慮すること。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- ( 1 ) 農業振興地域整備計画その他農業の振興又は農村整備に関する計画と調和を図るものとする。
- ( 2 ) 市町村内の複数の整備地区を定めた場合には、整備地区内の連携に配慮するものとする。
- ( 3 ) 市町村における観光推進、物質振興、及び道路整備・交通運輸等の計画・方針と調和を図るものとする。
- ( 4 ) 農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営及び地域農産物の販売促進等を図るため、サービス水準の統一・向上、加工体験施設、食堂、宿泊施設等で利用する原材料としての食材供給のための地域農産物の活用、安定供給についての協定づくりなど地区の関係者の連携による取り組みを推進する。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

( 1 ) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の( 1 )と同様であるが、そのほか、

ア 都市住民が森林・林業体験その他の森林・林業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の特性を生かし、森林の保健機能が高度に発揮されるよう多様な森林資源が整備され、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな山村景観が形成されること。

イ その整備が林業及び関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上及び就業機会の確保のほか、国土の保全等森林の持つ多面的機能が発揮される森林、林業地域が形成されること。

( 2 ) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の( 2 )と同様であるが、そのほか、

ア 地域の森林業に関する認識及び理解、特用林産物の販売を通じて森林整備に対する積極的な協力・参加の推進と地域林業の振興に寄与するよう努めること。

イ 都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と地域社会活動との調和ある共存に努めること。

ウ 地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど森林の多面的な機能の高度発揮に努めること。

エ 森林施業等の体験については、地質、地形、気象、植生等を勘案して体験区域を選定するとともに、区域の明示、作業内容や手順についての適切な指導等、

快適で安全な体験をするための措置に努めること。

オ 森林インストラクター等の森林・林業体験を指導・案内する人材の活用とその育成に努めること。

## 2 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

### (1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様であるが、そのほか、森林法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

### (2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、山村の現状を考慮し必要な措置を講ずるほか、山村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、地域森林計画、市町村森林整備計画その他林業の振興又は山村の整備に関する計画との調和を図りつつ、森林地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めるものとする。

## 第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

### 1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

#### (1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか、

ア 都市住民に漁業の体験その他漁業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、良好な自然環境を有する漁場及び漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい漁村景観が形成されること。

イ 漁ろうの体験等について地域の漁業者等により安全に対する配慮がなされた質の高いサービスの提供が行われること。

ウ 機能の整備が漁業や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保など地域の活性化が図られること。

#### (2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、そのほか、

ア 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備が地域の漁業生産との有機的な連携のもとに水産物の販売促進等地域漁業の振興に寄与するよう配慮すること。

イ 漁場の適正、円滑な利用を図る等地域の漁業者と調整の上、優良漁場環境の維持・保全に努めつつ関係法令の適切な運用等により、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進に努めること。

ウ 漁ろうの体験等における利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進を図るため、体験等の指導を行う人材の育成に努めること。

## 2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

### (1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様であるが、そのほか、漁業法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

### (2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、漁村の現状を考慮し必要な措置を講ずるほか、漁村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、漁港整備計画その他漁業の振興又は漁村の整備に関する計画との調和を図りつつ、関係海面の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めるものとする。

## 第5 その他

### 1 農山漁村滞在型余暇活動の一体化及び地域間の連携の推進

滞在型余暇活動に資するための機能の整備の効果を増幅させるため、農村滞在型余暇活動、山村滞在型余暇活動及び漁村滞在型余暇活動の相互の有機的な連携に努め、これらの相乗効果により、農林水産加工品の高付加価値化やより魅力ある滞在型余暇活動の提供を推進するものとする。

### 2 交流人口の安定確保

農山漁村滞在型余暇活動の機能の整備の効果を確保するため、施設等の運営や誘客に努めるとともに、都市側の自治体、企業、団体等との連携交流や都市住民等への積極的な広報活動等により年間を通じた交流人口の確保に努めるものとする。

### 3 市町村間の連携活動の推進

他の市町村と連携して都市側への情報提供、誘客等を行うなど各市町村間の連携による効果的な取り組みを行うものとする。

### 4 国際化への対応

国際的な交流をも推進する観点から、PRパンフ、地区・施設の案内板等の表示方法や人材の養成等に配慮するものとする。

### 5 支援体制の整備

市町村は、関係機関及び農林漁業団体、観光団体等から構成する支援組織を設置し、農林漁業者等への指導・助言等を行うなど、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。